

只木ゼミ後期第6問弁護レジュメ

文責：1班(大西・岸・中間・林・山上)

I. 反対尋問

1. 108条～111条1項・2項(110条2項を除く)の保護法益をそれぞれ何と考えるか。
2. 大審院明治44年4月24日判例をどう捉えているか。
3. 非限定説における公共の危険の意義の「不特定または多数人の生命・身体または財産」とは具体的にどの範囲と考えているか。

II. 学説の検討

まず、公共危険罪としての放火罪の処罰根拠は、建造物への延焼を介して火災が燃え広がることにより、不特定または多数人の生命・身体または財産に被害を及ぼすところに求めるべきである。「公共の危険」の意義を解するにあたって非限定説をとった場合、不特定または多数人の生命・身体・財産に対する危険が含まれるとされるが、それ自体の中に限定の理論を持たないから、その適用範囲を無限定にするものであって妥当でない。また、延焼罪が109条2項・110条2項の結果的加重犯として108条・109条1項の物件への延焼を処罰していることとも符合しない。よって弁護側は限定説を採用する。

III. 本問の検討

1. XのAがガソリン約1.45ℓをかけ、これにライターで点火して放火した行為につき建造物等以外放火罪(110条1項)が成立するか。本件自転車の周囲には、自転車や自動車、不法投棄されたゴミなどがあったが、「公共の危険」が発生したといえるか、「公共の危険」の意義が問題となる。
2. (1) 弁護側は「公共の危険」の意義につき限定説を採用するところ、「故郷の危険」を108条・109条1項物件への延焼の危険と解する。
 - (2) 建造物等以外放火罪(110条)が成立するには①他人の所有に属する②108条、109条に規定する物以外の物を③放火して④焼損し⑤公共の危険を生じさせたことが必要である。
 - (3) ア. まず、本件自転車はAの所有するものであるから、他人の所有に属する(①)ものといえる。
 - イ. 本件自動車は108条・109条1項の物件でないので、②の要件も満たす。
 - ウ. そして、放火とは客体の燃焼を惹起させる行為を行うことをいうところXは本件自転車にガソリン1.45ℓをかけライターで点火して放火しているので、③の要件も満たす。
 - エ. さらに、焼損とは火が媒介物を離れ独立に燃焼を継続する状態になったことをいうが、

ガソリンをかけてライターで点火しているので、十分に燃焼を継続したことが考えられるから④も満たす。

オ. しかし、Xは本件自転車に放火をしており、これが駐輪されていたのは農協の建物に隣接する駐車場であるが、本件自転車と農協の建物は幹線道路(幅 10m)を1本挟んでおり、本件自転車との間には十分な距離があったと考えられるから燃えている本件自転車から農協の建物への延焼の危険は無かったと思われる。よって⑤公共の危険を生じさせたとは言えないので、建造物等以外放火罪(110罪)は成立しない。

3. (1) では、XのAが所有する自動車にライターで点火した行為について器物損壊罪(261条)が成立するか。

(2) 器物損壊罪(261条)が成立するには①258条～260条に規定されているもののほか、他人の物を②損壊または傷害したことが必要である。そして、損壊とは物質的に器物自体の形状を変更し、あるいは滅尽させる場合だけでなく、事実上又は感情上その物を本来の用途に従って使用できなくすること、すなわちその物の本来の効用を失わせることをいう。

(3) これを本問についてみると、Aの財物である自転車を(①)、ガソリンをかけてライターで点火して放火している。ガソリンという燃料を使って点火してしまえば、物質的に器物自体の形状が変わってしまうし、燃焼がひどい場合によっては、滅尽してしまうことも十分に考えられる。よって②の要件も満たされる。

(4) よってXがAの自転車に放火した行為に器物損壊罪(261条)が成立する。

IV. 結論

以上より、XのAが所有する自動車にライターで点火した行為について器物損壊罪(261条)が成立する。

以上